（航空検査技術者の選任）

第三十二条の二　航空機用機器の製造に係る許可事業者は、次の表の上欄に掲げる航空機用機器について法第十二条第一項の製造証明をさせる航空検査技術者を選任するときは、それぞれ同表の下欄に掲げる者を選任しなければならない。

航空機用原動機	第二十一条第二号に定める者
航空機用プロペラ	第二十一条第三号に定める者
回転翼	第二十一条第四号に定める者
飛行指示制御装置	第二十一条第五号に定める者
統合表示装置	第二十一条第六号に定める者
回転翼航空機用トランスミッション	第二十一条第七号に定める者
ガスタービン発動機制御装置	第二十一条第八号に定める者

（研修）

第三十六条　令第四条各号に規定する経済産業省令で定める研修は、別表第六に掲げるとおりとする。

2　次の各号の一に掲げる者は、当該各号に掲げる研修科目が免除されるものとする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校、学校教育法による高等専門学校又は経済産業大臣がこれらと同程度以上と認めて指定した学校（以下この条において「大学等」という。）において航空工学を専修して卒業した者にあつては、別表第六に掲げる全ての研修科目（法及びその附属法令に係る研修科目を除く。）

二　大学等において機械工学又は精密工学を専修して卒業した者にあつては、別表第六に掲げる航空機及び航空機用機器（統合表示装置を除く。）の製造又は修理に関する研修科目（法及びその附属法令に係る研修科目を除く。）

三　大学等において計測工学又は応用物理学を専修して卒業した者にあつては、別表第六に掲げる飛行指示制御装置の製造又は修理に関する研修科目（法及びその附属法令に係る研修科目を除く。）

（事務）

第三十七条　令第四条各号に規定する経済産業省令で定める事務は、別表第七に掲げるとおりとする。

（航空検査技術者の選任）

第三十二条の二　航空機用機器の製造に係る許可事業者又は届出事業者は、次の表の上欄に掲げる航空機用機器について法第十二条第一項の製造証明をさせる航空検査技術者を選任するときは、それぞれ同表の下欄に掲げる第三十六条の国家試験の種類に合格した者を選任しなければならない。

航空機用原動機	航空機用原動機国家試験
航空機用プロペラ	航空機用プロペラ国家試験
回転翼	回転翼国家試験
飛行指示制御装置	飛行指示制御装置国家試験
統合表示装置	統合表示装置国家試験
回転翼航空機用トランスミッション	回転翼航空機用トランスミッション国家試験
ガスタービン発動機制御装置	ガスタービン発動機制御装置国家試験

（国家試験の種類及び試験科目）

第三十六条　国家試験の種類及び試験科目は、別表第六に掲げるとおりとする。

［新設］

（試験科目の免除）

第三十七条　次の各号の一に掲げる者は、当該各号に掲げる試験科目について免除の申請をすることができる。

一　学校教育法若しくは旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校、学校教育法による高等専門学校又は経済産業大臣がこれらと同程度以上と認めて指定した学校において航空工学を専修して卒業した者にあつては、全ての国家試験の試験科目（法及びその附属法令に係る科目並びに製造及び修理の方法に関する事項に係る科目を除く。）